

高潮の予報業務の許可等に関する審査基準

第1 予報業務の目的

行おうとする予報業務に即して、その目的が具体的に示されていること。

第2 範囲及び条件

1 予報業務の範囲

(1) 予報の種類

イ 予報を行おうとする現象

高潮とする。

ロ 予報期間

予報を行う時点から気象庁の台風予報の予報期間である120時間先以内の予報とする。

(2) 対象としようとする区域

予報の対象としようとする区域は、予報業務の目的に必要かつ十分な区域であること。また、明確に区分できる区域とする。

当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとし、それ以外の場合は地図上の表示によるものとする。

2 許可等の条件

許可等に際し、公共の利益と社会の安寧（混乱防止）のために別記1に掲げる必要最小限の条件を付すこととする。

第3 観測その他の予報資料の収集の施設

1 予報を行う際に収集が必要な資料

(1) 予報を行おうとする現象及び対象区域に適切に対応した現地観測値その他の予報資料を収集すること。

(2) 気象庁が提供する高潮に関する予報資料を収集すること。

(3) 現地観測値については、予報を行う対象区域ごとに、その区域内、または、その区域周辺の潮位を、予報業務の目的に応じて適切に把握できるよう、少なくとも1か所以上の地点の観測値を収集すること。

2 必要な観測施設

(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測施設は、付近の自然的、地理的条件等を勘案して、予報を行おうとする対象区域の高潮を代表する場所として適切な地点に設置されていること。

(2) 観測に用いる測器については、十分な精度を有する適切なものであること。

(3) 現地観測値を収集するための現地観測は許可事業者以外の者が行うものでもよいが、そ

の場合は、契約等に基づき当該現地観測値を確実に入手できるものであること。

3 必要な資料の収集施設

- (1) 収集の施設は、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要十分な使用権原を有すること。

第4 予報資料の解析の施設

1 解析の手法

解析を行うに当たっては、予報期間、予報を行おうとする現象及び対象区域並びに入手する観測その他の予報資料に適切に対応した科学的手法（力学的手法、統計的手法等）を用いること。解析に用いる予報資料には気象庁が提供する高潮に関する予報資料を必ず含めること。

2 解析の施設

- (1) 解析の施設は、用いる解析の手法を適確に処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要十分な使用権原を有すること。

第5 予報資料の収集及び解析の要員の確保

気象予報士を補助する要員その他の予報資料の収集及び解析のために必要な要員を置いていること。

第6 警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設及び要員を有すること。

第7 気象予報士の設置の基準

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第11条の2第1項に規定するところによる。ただし、同項ただし書の規定による場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

区分	人員
一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できる場合	気象業務法施行規則第11条の2第1項の表の下欄に掲げる人数から一人減じた人数以上

別記1 許可等の条件（第2 2 関係）

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

（高潮警報等との併記）

（1）気象庁が、高潮特別警報又は高潮警報を発表している地域では、利用者が、許可を受けた者（以下「事業者」という。）の予報と当該警報等の警報事項を同時に確認できるよう配慮すること。また、気象庁が、高潮注意報を発表している地域では、利用者が、事業者の予報と当該注意報の注意報事項を同時に確認できるよう配慮に努めること。

（利用者の特定及び利用者に対する説明等）

（2）事業者は、契約等に基づき予報の利用者を特定し、あらかじめ次のことについて、利用者のすべてに対して説明（*）をするか、若しくは、利用者の一部の者に説明するとともにそれ以外の利用者が説明を受けるよう必要な措置を講ずること。さらに、予報の提供時にもその説明内容が想起されるよう予報内容に簡易の説明文を付加するなどの措置を講ずること。

- ・ 気象庁が行う高潮警報等ではなく事業者が行う高潮の予報であること（責任の所在）。
- ・ 気象庁と異なる数値の予想が出ることがあっても、気象庁の高潮警報等が併記されること（高潮警報等との関係）。
- ・ 事業者の予報の精度、対象区域、予報の更新の条件等の利用に当たっての留意事項（利用上の留意事項）。

（*）説明事項を記した書面の配布や、画面に表示した説明を読まずとも承諾が可能などの簡易な方法によるものは、説明事項が正しく認識されないおそれがあるため、説明が行われたものとはみなされない。

（予報に使用する名称と用語）

（3）事業者が行う高潮の予報に名称を付するときは、当該名称中において、気象庁が行う特別警報、警報、注意報及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。

（4）「高潮」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、気象庁の高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報と矛盾しないように留意すること。